



佐賀県公報

平成16年
7月16日
(金曜日)
第12481号

（印は、県例規集に登載するもの）

目次

規則

○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
（四七・環境課）一

○佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則
（四八・）一

告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
（四八二・長寿社会課）二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
（四八三・）四

○公有水面埋立ての出願
（四八四・農山漁村課）四

○道路の区域の変更
（四八五・道路課）六

○
（四八六・）六

○
（四八七・）六

○
（四八八・）七

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請
（県民協働課）七

○大規模小売店舗の変更に関する公示
（商工課）八

○基本測量の実施
（土地対策課）八

○土地改良事業の工事完了
（農地整備課）八

○建築基準法に基づく公開による意見の聴取会
（建築住宅課）八

議会事項

○佐賀県議会傍聴規則の一部を改正する規則
（規則・二）九

○佐賀県議会面会人等心得の一部改正
（告示・三）九

公布された規則のあらまし

○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第四七号）
佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一六年七月一八日とすることとした。

○佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則（規則第四八号）
1 佐賀県観光施設条例で新たに設置した自然体験ハウスの開館時間及び休館日を定めることとした。（第一二条の六及び第一二条の七関係）
2 その他所要の改正を行うこととした。
3 この規則は、平成一六年七月一八日から施行することとした。

規則

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十六年七月十六日
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十七号

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例（平成十六年佐賀県条例第十八号）の施行期日は、平成十六年七月十八日とする。

佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十八号

佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則

佐賀県観光施設管理規則(平成元年佐賀県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 佐賀県花と冒険の島(第十二条の四・第十二条の五)」を

「第四章 佐賀県花と冒険の島

第一節 遊具施設(第十二条の四・第十二条の五) に改める。

第二節 自然体験ハウス(第十二条の六・第十二条の七)「

第四章中第十二条の四の前に次の節名を付する。

第一節 遊具施設

第十二条の四中「佐賀県花と冒険の島(以下「花と冒険の島」という。)」を「遊具施設」に改める。

第十二条の五中「花と冒険の島」を「遊具施設」に改める。

第四章中第十二条の五の次に次の一節を加える。

第二節 自然体験ハウス

(開館時間)

第十二条の六 自然体験ハウスの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第十二条の七 自然体験ハウスの休館日は、次のとおりとする。

一 一月一日から同月三日までの各日

二 月曜日(当該月曜日が休日に当たる場合を除く。)

三 休日の翌日

四 十二月二十九日から同月三十一日までの各日

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開

館し、又は休館することができる。

第十三条中「花と冒険の島」を「佐賀県花と冒険の島(以下「花と冒険の島」という。)」に改める。

附則

この規則は、平成十六年七月十八日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第四百八十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人希清会

所在地 唐津市海岸通七千八百八十二番地三百六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 岩本内科デイケアセンター

所在地 唐津市海岸通七千八百八十二番地三百六

サービスの種類 指定通所リハビリテーション

二 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 佐藤医院通所リハビリテーション「楽しみ」

<p>六 (一) 所在地 三養基郡三根町市武千三百三十一番地九 サービスの種類 指定通所リハビリテーション 指定年月日 平成十六年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人平川病院 所在地 唐津市山本六百四十四番地五</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問リハビリテーション事業所アメニティきゅうらぎ 所在地 東松浦郡厳木町岩屋五百五番地 サービスの種類 指定訪問リハビリテーション 指定年月日 平成十六年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション陽だまり 所在地 佐賀市鍋島町大字八戸三千百三十八番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション陽だまり 所在地 佐賀市鍋島町大字八戸三千百三十八番地 サービスの種類 指定訪問看護</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ダイシン 所在地 佐賀市巨勢町大字修理田七百八十九番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンターころ 所在地 佐賀市巨勢町大字修理田七百八十九番地 サービスの種類 指定通所介護 指定年月日 平成十六年七月一日</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社アミチドラムジカ 所在地 佐賀市神野西二丁目六番三十号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 シルバーホーム幸 所在地 佐賀市神野西一丁目四番十八号 サービスの種類 指定特定施設入所者生活介護 指定年月日 平成十六年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人東方会 所在地 伊万里市二里町大里乙四百三番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター瑠璃光苑 所在地 伊万里市二里町大里乙四百三番地 サービスの種類 指定訪問介護</p> <p>八 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社睦和福祉会 所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛二番地五</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ライフサポートあさひ 所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛二番地五 サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護 指定年月日 平成十六年七月一日</p> <p>九 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ラポール 所在地 神埼郡神埼町大字竹四千六百九十四番地一</p>
--	---

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム神埼ひだまり

所在地 神埼郡神埼町大字竹四千六百九十四番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

十 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社タケシタ介護ステーション

所在地 三養基郡北茂安町白壁二千四百六十二番地二十三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 タケシタ介護ステーション

所在地 三養基郡北茂安町白壁二千四百六十二番地二十三

サービスの種類 指定福祉用具貸与

十一 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 大川野クリニック

所在地 伊万里市大川町大川野三千四百四十三番地一

サービスの種類 指定通所リハビリテーション

●佐賀県告示第四百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション陽だまり

所在地 佐賀市鍋島町大字八戸三千三百三十八番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 特定非営利活動法人陽だまり居宅介護支援事業所

所在地 佐賀市鍋島町大字八戸三千三百三十八番地

二 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社プラス

所在地 鳥栖市村田町六百四十一番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所すこやか

所在地 鳥栖市村田町五十三番地八

三 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社片淵

所在地 杵島郡福富町福富三千三百九十三番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 有限会社片淵

所在地 杵島郡福富町福富三千三百九十三番地

●佐賀県告示第四百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次
のとおり公有水面埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定
により、出願に係る書面及び関係図書を平成十六年七月十六日から八月五日ま
で佐賀県県土づくり本部農山漁村課において縦覧に供する。

なお、当該埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに佐

賀県知事に対して当該埋立てについての意見書を提出することができる。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 免許を受けようとする者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 東松浦郡玄海町大字諸浦三四八番地

(2) 名称 玄海町

(3) 代表者の氏名 玄海町長 寺田 司

二 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡玄海町大字石田字津賀根一三六五番二七、一三六九番及び一三六九番七の地先公有水面、字津賀根一三六五番一三及び一三六五番二七に接する町道新田浜野浦線の地先公有水面、大字仮屋字名切一番三、一番六及び一番八の地先公有水面並びに字名切一番一十四番一に接する町道新田浜野浦線の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、⑩の地点から⑱の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑱の地点と⑩の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに⑲の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑳の地点と⑲の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡玄海町大字仮屋字仮屋地内に設置された漁港原点(北緯三三度二八分一九秒、東経一二九度五一分〇〇秒の地点をいう。

以下同じ。)から一五二度三二分二三秒三六九・四五メートルの

地点

②の地点 ①の地点から一〇四度四四分一八秒二五・〇三メートルの地点

③の地点 ②の地点から四八度二六分二〇秒二・五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三八度二分五三秒二・二二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から四八度四分三四秒五・六九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から五五度四二分一二秒二・一七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三一度三八分二三秒一八・五三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一二七度四一分三三秒三・八六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一三一度〇六分一一秒二・一四メートルの地点

⑩の地点 漁港原点から一四三度四四分五九秒四〇五・五五メートルの地点

点

⑪の地点 ⑩の地点から一三六度五二分〇八秒九・二八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一三五度三四分〇二秒二・四三メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一三四度五〇分四二秒三・九二メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一二〇度二五分〇七秒〇・四三メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一六一度一〇分〇秒一・一四メートルの地点

⑯の地点 漁港原点から一四三度四二分五五秒三七三・五七メートルの地点

点

⑰の地点 ⑯の地点から一五三度〇四分五一秒一五・四二メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から六三度〇六分二四秒〇・八四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一五三度四八分〇四秒二・二四メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一三一度三〇分三三秒〇・九二メートルの地点

(3) 面積 一、二四〇・二二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域及び面積

(1) 位置

埋立区域の位置と同じ

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 東松浦郡玄海町大字仮屋字仮屋地内に設置された漁港原点から
一五二度三二分二秒三六四・〇〇メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三五九度五三分五九秒五・一五メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一四度五二分〇一秒二〇・九九メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一〇四度五二分〇四秒二一・〇七メートルの地点

Eの地点 Dの地点から六六度四一分五三秒二五・〇二メートルの地点

Fの地点 Eの地点から一五二度四六分四八秒九・二三メートルの地点

(3) 面積 三、八二四・〇一平方メートル

四 埋立地の用途 公衆用道路及び係船護岸用地

五 出願年月日 平成十六年五月二十四日

●佐賀県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月十六日から平成十六年八月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名		道 路		の 区 域	
		区	間	幅員	延長
				メートル	メートル

一般国道 二六四号		佐賀市八丁囃町一八番一地先から 佐賀市神野東一丁目八〇番三地先まで	佐賀市八丁囃町一八番一地先から 佐賀市神野東一丁目八〇番三地先まで	二五・〇 〃 一二・六	一、三九五・七 一、四〇四・七
	後		前		

●佐賀県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月十六日から平成十六年八月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名		道 路		の 区 域	
		区	間	幅員	延長
				メートル	メートル

県道 江上光法停車場線		佐賀市北川副町大字江上字二本黒木 一番七地先から 佐賀市北川副町大字光法字四本杉一 二六〇番六地先まで	佐賀市北川副町大字江上字二本黒木 一番七地先から 佐賀市北川副町大字光法字四本杉一 二六〇番六地先まで	二一・二 〃 一五・〇	六四八・一 六四九・五
	後		前		

●佐賀県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月十六日から平成十六年八月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 武雄多久線	多久市多久町六六五一番二地先から	多久市多久町七一一四五番三二地先まで	後	四一・二 、 一四・九	八八〇・〇
	多久市多久町六六五一番二地先から	多久市多久町七一一五五番二地先まで	前	二〇・〇 、 六・七	八八七・三

●佐賀県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月十六日から平成十六年八月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 諸富西島線	神埼郡千代田町大字迎鳥字一本柳二四〇番三地从先から	神埼郡千代田町大字迎鳥字五本柳一〇五六番一地从先まで	後	二〇・八 、 一八・四	一九五・〇
	神埼郡千代田町大字迎鳥字一本柳二四〇番三地从先から	神埼郡千代田町大字迎鳥字五本柳一四〇番三地从先から	前	一八・四 、 一〇・〇	一一三〇・〇

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年8月30日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年7月16日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあつた年月日
平成16年6月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人佐賀げんき会
- (2) 代表者の氏名 松田 孝
- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県小城市三日月町大字織島1655番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者及びその家族に対して、社会復帰作業所、グループホーム等の運営事業を行い、市民の力で精神保健福祉の向上を目指し、同時にまちづくりの推進を図り、佐賀県が住み良い県となることをめざす。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年7月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス日の隈店
 神奈川県神埼町大字城原1256番地 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称
 (変更前)
 ダイレックス神埼店
 (変更後)

ダイレックス日の隈店

(3) 変更する年月日

平成16年7月9日

(4) 変更する理由

新装開店に伴い名称変更を行うため

2 届出年月日

平成16年6月29日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月16日から
 平成16年11月15日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成16年7月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量（基準点測量）

2 作業期間 平成16年8月2日から11月30日まで

3 作業地域 佐賀市

西有田町長 岩永正太から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2

第1項の規定により、西有田町営土地改良事業（里地棚田保全整備）西有田南部地区の工事が平成16年3月31日完了した旨届出があった。

平成16年7月16日

佐賀県知事 古 川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第12項ただし書の規定による許

可の申請があったので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成16年7月16日

佐賀県知事 古川 康

1 日時

平成16年7月29日（木曜日） 午後7時30分から

2 場所

三養基郡基山町大字園部1644番地1 第二区公民館

3 建築許可をしようとする建築物の建築計画

三養基郡基山町大字園部字長浦3230番3の工業専用地域内の敷地に、農業倉庫が附属する専用住宅を建築すること。

（建築物の概要）

(1) 延べ面積 219.78 平方メートル

（専用住宅180.04平方メートル、農業倉庫39.74平方メートル）

(2) 構造 木造2階建て（農業倉庫は木造平屋建て）

(3) 用途 専用住宅（農業倉庫付き）

○ 議会事項

佐賀県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十六日

佐賀県議会議長 篠塚周城

●佐賀県議会規則第二号

佐賀県議会傍聴規則の一部を改正する規則

佐賀県議会傍聴規則（昭和六十三年佐賀県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「**農業**」を「**氏名**」に改め、「**（新）**」及び「**（旧）**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

●佐賀県議会告示第三号

佐賀県議会面会人等心得（昭和三十七年佐賀県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年七月十六日

佐賀県議会議長 篠塚周城

二中「面会人名簿」を「面会申込書」に改める。別紙様式を次のように改める。

面会申込書

面 会 日	年 月 日
面 会 議 員 名	
面 会 者	住 所
	氏 名
受 付 時 間	時 分
退 庁 時 間	時 分
面 会 場 所	
備 考	

※ 面会される方は、太枠の部分のみ記入してください。

別紙様式

附則

この告示は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）